

令和４年 第８回

みなかみ町農業委員会議事録

開催日時 令和４年８月１０日（水曜日）

みなかみ町農業委員会事務局

みなかみ町農業委員会第8回会議議事録

1 開催日時 令和4年8月10日 午後1時30分

2 開催場所 みなかみ町カルチャーセンター

3 出席委員 18名

1番委員	櫛 渕 武 重	2番委員	近 藤 民 治	3番委員	内 海 博 光
4番委員	林 功	5番委員	斉 藤 忠	6番委員	青 柳 健 市
7番委員	鈴 木 保 雄	8番委員	中 島 博 恵	9番委員	須 藤 栄 寿
10番委員	阿 部 均 司	11番委員	藤 井 好 博	13番委員	阿 部 敏 男
14番委員	原 澤 幸 好	15番委員	原 澤 章	16番委員	田 村 隆 司
17番委員	高 橋 品 子	18番委員	戸 澤 奈実恵	19番委員	中 島 工 リ

4 欠席委員 1名

12番委員 庭 野 明

5 議事録署名委員

10番委員 阿 部 均 司 11番委員 藤 井 好 博

6 職務のため本会議に出席した事務局職員等の職・氏名

事務局長 中 澤 聡 書記 本 間 泉 書記 我 妻 園 華

7 会議に附した事件

議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第30号 農地に該当しないことの証明願について

協議事項・報告事項

(1)農地復元届出兼農地台帳登載について

その他

8 会議の成立

農業委員会等に関する法律第27条第3項により本会議が成立する。

開 会 みなかみ町農業委員会職務代理原澤章開会を宣す。

顛 末

議 長 会長議長となり、議事録署名委員に10番阿部均司委員・11番藤井好博委員を指名し議事に入る。

引き続き、会議に移りたいと思います。

議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より一括してご説明がございます。よろしくお願いいたします。

事務局 1ページをお開きください。

議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請について。
次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請があったので、意見の決定を求める。

別紙記入事件、2件。

次のページをお開きください。

◇（議案書・順次、朗読説明）

以上、よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がございました。

次に、担当地区の委員さんの現地確認調査をお願いできればと思っております。1番からお願いできればと思っております。

7番委員

お世話になります。7番、〇〇地区担当の鈴木でございます。

農地法第5条による申請事案の調査結果について報告いたします。

申請地は、〇〇から東へ300mほどのところでございます。道路を〇〇から裏のほうから〇〇に行く途中でございます。

8月3日、現地調査に行って、翌日、申請者、〇〇さんに確認いたしました。畑を宅地に転用して出されている申請であります。申請土地面積ですが、422㎡でございます。

周辺農地の営農状況への支障ですが、近隣の農地に影響ないため、本人所有の農地内なので、支障はないと思います。その他想定される懸案事項は特に見当たりません。

ご審議をいただきますようよろしくお願いいたします。

議 長

鈴木さん、ありがとうございました。

始末書の案件であります。皆さんのほうから何かご質問がございませんでしょうか。

1点、よろしいですか。

申請農地といってもあの前のところに、左側ですね、図面の。そこで何か作物は今作られているようですが、そちらが東側になるのかな、西側になるのかな……

7番委員

それは西側になります。

議 長

そうですか。そうすれば、それに影響するようなことはないということですか。

7番委員

影響をすることはないと思います。

議 長

ということだそうでございます。

皆さんのほうからのご質問をお願いいたします。

質疑がなければ、ご承認ということでよろしいでしょうか。

（「いいと思います」の声）

議案第29号、1番は許可といたします。

8 番委員

続いて、番号 2 番、担当地区の現地の確認調査報告をお願いいたします。

8 番、〇〇地区担当の中島です。

農地法第 5 条による申請事案について、調査結果を報告いたします。

申請地は、〇〇線の〇〇より、いわゆる〇〇方面へ約 200m くらい進んだところの左側になります。

8 月 2 日、現地調査をしました。8 月 3 日、申請者代理人に転用目的、着工の時期を確認しました。転用目的は、資材置場及び資材搬入路として使用したいとのことでした。許可がされ次第、資材の搬入をしたいとのことでした。申請書、資金、見積書、これは樹脂製の敷板ですか、そんなものらしいんですけども、あと設計書、設計書は敷板をどういうふうに置かかというような設計書でした。以上を確認でき、実行は確実かと思います。搬入に当たり、入口は 2m と狭いため、どうするんですかというふうに聞いたら、軽トラもしくは運搬車での搬入とのことでした。

申請面積についての妥当性ですが、申請面積は 203㎡であり、適当と思われました。周辺農地は原野であり、転用による作物、農地への被害はないと思われま

す。なお、申請地の左側、あの細い部分なんですけれども、あそこに水路敷がありまして、この部分を壊さないように申請代理人に申し添え、確約をいただきました。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

説明、ありがとうございました。

これについて、何か皆さんのほうからご質問はございますでしょうか。

質問がなければ、これを承認としていただくことでよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

議案 29 号、番号 2 番は許可といたします。

続きまして、議案第 30 号 農地に該当しないことの証明願について、事務局より説明がござい

事務局

ま 3 ページをお開きください。

◇(議案書・番号 1、朗読説明)

以上、よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

ただいま事務局より説明がございました。

これにつきましても、担当地区の委員さんの調査報告を求めたいと思います。よろしくお願いいたします。

8 番委員

引き続きまして、8 番、〇〇地区担当の中島です。

農地に該当しないことの証明願に関わる調査結果について報告いたします。

8 月 7 日、現地調査を行い、その場所を確認しました。申請地は、〇〇より約 100m ぐらい南西方向に進んだところ

です。現地は山林に囲まれまたは山林化しており、農地への復元は困難かと思われま

まさにこれ午前中の質問にあったようなことだと思うんですけれども、事務局との協議した結果、これはちょっときついのではないかなというような話なんですけれども、後で。

あと、〇〇番地、〇〇番地に関しては、ちょっと図面による確認できませんでしたが、申請者に確認を取ったところ、〇〇というところは山が崩れたんですけれども、その資材運搬路を上っていき、それが左に曲がるところを直進したところと聞きました。現地は30年生ぐらいの杉林とのことでした。

これらの件に関して事務局の補足説明をお願いし、併せて皆様のご審議をよろしく願いたいと思います。

議 長

ありがとうございました。

今、中島さんがおっしゃっていただきましたように、また事務局からの発言の意図があるということで伺っておりますので、事務局よりこれにつきまして説明を求めます。

事務局

事務局のほうで確認をさせていただいた結果でございます。

まず最初に、今回一括で7筆、非農地の証明願ということで提出されました後に現地確認をしたところ、〇〇番地内に委員が確認したとおり、一部農地を確認させていただきました。こちらについては〇〇番地、この隣の筆も一括してくくってありますので、並ぶようになって、下から赤線が入っている右側について〇〇番地と思われます。この写真、3年前ぐらいの写真なんですけど、現在も耕作されていると思われるところ辺りを耕作されているのを実は確認させていただきました。

事実関係を申請者に確認したところ、ご本人ここからおおよそ四、五kmぐらいのところの〇〇という地区に住まわれている方なんですけど、通われて、若干また家庭菜園としてやっているんだけど、もともと生まれがちょっと屋根が見えている隣に建物があるところ、そこで生まれた方なので、そこでまだ農地を持っているというお話で、家庭菜園程度のものをやっているけれども、獣害がひどくて、今年あたりは全然収穫がほぼなさそうだというお話なんですけれども、年齢ももう70後半ぐらいなものですから、何年もこのままできるかどうか分からないということで、証明願を出させていただいたということでございます。

ご本人やっている間は、先ほどの非農地の話になるんですが、非農地の判定をして証明を出すとご本人が原野もしくは山林と地目変更するわけなんですけど、その場合、登記官が現地を見に行きまして、それで事実を確認すると登記を執行する、申請どおり地目の変更に至るという話になるんですが、現状のままだと多分まだ農地だよねみたいな話で農業委員会に問合せがあったり、それでも現況と違うようでは法務局から問合せがありますので、もちろんこれは現段階のもので確認したところだと証明が出せないことになるのかなというような、中島委員との協議の結果でございます。

〇〇番地の申請については証明を出さない方向でご検討もしくは審議いただければと思います。

あともう2筆、現地、中島委員さん確認ができなかったというところ、実際、専門的に言うと重ね図で地番図と言ったりするんですが、全域が筆が書いてあるという形ではないんです。簡易なところとか、判定が難しいところはこうい

うふうに赤線の部分と青線の部分しか書いていない、筆の表示がないというような場合もございます。

それについては、税務課に公図の写しが、本来なら公図というのは法務局で管理するのが公図ですから、その写しを税務課で持っている形になるんですが、税務課に調査依頼出しまして、その公図ともしくはそれより古い資料として和紙公図、古い筆で和紙に書いてある公図も税務課、所有しておりますので、そのものを確認した上で現地を特定させていただいて、中島委員が確認したとおり、恐らくこの場所に30年生の杉が生えているのは写真でも確認できるところでございます。

先ほど工事の場所と言ったのは、これの右上側が山が崩れて工事をしたのが、平成10年に崩れて工事した場所なんですけど、つつら折れで多分言っているところの下にカーブみたいに見えるところだと思うんですが、それが中島委員さんのおっしゃった、そこを真っすぐ行くとたどり着いた農地がここなんじゃないのかというお話と一致するということで、中島委員さんの調査とも、先ほどの報告とも一致するということで、現地についてはここであろうという確認をさせていただいた末でございます。

以上は事務局からの補足説明でございます。

地番特定の難しいところは、過去にも昨年の委員さんでかつての農地、立入りができない農地を非農地判定した場合がございます。ぜひ事務局もある程度その辺のテクニックは持っているつもりでございますので、どうぞ相談いただければ、こういった判定ができると思いますので、よろしくお願いいたします。

以上、今回の報告とさせていただきます。

議 長

ありがとうございました。

ちょっとくどいようですが、確認をさせていただきます。

〇〇番地ですか、それを除いてあとは非農地判定ができるということでよろしいでしょうか。

事務局

すみません、今ちょうど写真が出ているんですけども、耕作されている、写っているのがちょうどこの部分でございます。その部分が農地として残す必要ということを確認させてもらったということでございます。

議 長

ということで〇〇を除いて、あとは非農地判定をしてもほかのに差し支えないということでよろしいでしょうか。委員さんと、それから事務局、どちらの見解でもよろしいですが、よろしいですか。

（「はい」の声）

皆さんのほうからご質問を賜りたいと思っております。皆さんはいかがでしょうか。

では、質問がないようですので、〇〇、今耕作をされているところは一部除いて、これを非農地判定としてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声）

議案第30号は、許可相当と認めます。

続きまして、5番、協議事項・報告事項に入りたいと思います。

農地復元届出兼農地台帳登載について、事務局より説明がございます。お願いいたします。

事務局	5ページをお開きください。 協議事項・報告事項（１）農地復元届出兼農地台帳登載について。 農地台帳登載に係る取扱いについての第3の（３）により、農地台帳に搭載される農地の報告をいたします。 ◇（議案書・番号1、朗読説明） 以上、よろしくお願いいたします。
議 長	ご説明、ありがとうございました。 皆さんからご意見を求めます。 すみません。
17番委員	8月1日、現地調査を行い、確認いたしました。現地は写真のとおり畑であり、保全活動の草花が植えられてあり、耕作されていることが確認できました。耕作者と面会もでき、耕作意欲の確認もできました。 よろしくご審議いただきますようお願いいたします。 以上です。
議 長	大変、高橋さん、失礼いたしました。申し訳ないです。 ただいま現地確認の調査の説明がございました。 これにつきまして、皆さんからご意見を求めます。 なければ、提案どおり農地に復元ということではよろしいでしょうか。 （「はい」の声） ありがとうございました。 次に、6番、その他に移りたいと思います。 事務局、何かご提案がございますでしょうか。
事務局	特に用意した案件、ございません。
議 長	それでは、これで提出された議案は全て終わりました。 皆様のほうから何かなければ。 （「ありません」の声） それでは、議事のほうを閉めたいと思っております。 以上です。
閉 会	みなかみ町農業委員会職務代理高橋品子閉会を宣す。

〔午後1時50分〕